

令和8年度三原市地域おこし協力隊フォローアップ業務仕様書

1 業務名称

本業務の名称は「令和8年度三原市地域おこし協力隊フォローアップ業務（以下「本業務」という。）」とする。

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 業務概要

(1) 目的

三原市地域おこし協力隊員の任期中の活動成果、及び任期後の起業、定住を促進するため、隊員に対する適切なフォローアップの仕組みづくりと職員のマネジメントノウハウを構築することを目的とする。

(2) 内容

次の項目の実施を基本とする。

- ア 隊員の活動や生活に関する日々の相談対応に関する事項
- イ 隊員と地域住民とのつながりづくりに関する事項
- ウ 隊員向けの研修会の企画・運営に関する事項
- エ 隊員へのフォローアップ体制構築に係るアドバイスに関する事項
- オ その他目的の達成に必要と考えられる事項

4 実績報告

受注者は、本業務の成果品のほか、次の報告書を、業務を完了した日から15日以内又は契約期間末日のいずれか早い日までに提出すること。

- (1) 電子媒体（原則、編集可能なワード又はエクセル形式）
- (2) 報告書には、事業目的・概要のほか、開催内容をまとめた資料（開催日時・場所・内容・当日資料、参加者名簿等）、議事録及び当日撮影した報告書用写真を添付すること。

5 成果の帰属

成果の帰属については、次のとおりとする。

- (1) 本業務により得られた成果は、原則として市に帰属する。
- (2) 受注者及び本業務に関わる第三者は、事前に市の承諾を得ることで、本業務により得られた成果を利用することができるものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施のために必要な、受注者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受注者の責任により対処するものとする。

6 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、市と調整を図ること。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は直ちに市と協議・調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て両者協議の上、これを解決するものとする。